

平成 19 年度事業計画

ア 基本方針

平成 19 年度は、平成 18 年度に実施された介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行等を踏まえた事業展開を引き続き、推進するとともに、今後実施される介護保険制度の改正に柔軟に対応できる事業運営体制を確立するため、更なるサービスの質の向上及び経営の安定化を図ることを目指して事業運営を行う。

(ア) サービスの質の向上

- a 制度改正に対応した事業運営
- b ホームヘルプ事務所の再編
- c 地域密着型サービスの推進
- d 地域貢献の推進
- e 第三者評価事業等の活用
- f リスク管理対策の確立
- g 利用者の権利擁護の推進
- h 要介護認定・要支援認定調査事業の受託

(イ) 経営の安定化

- a 組織運営の充実
- b 積極的な人材の育成
- c 安定的な収支の確保

(ウ) 子育て支援の推進

イ 組織・執行体制

居宅部門の南部事務所及び久我の杜出張所を移転、統合し、4 月から新たに伏見事務所として開設する。また、将来展望検討委員会の報告結果を踏まえ、理事会をはじめとした組織・執行体制の見直しを検討する。

ウ 居宅部門（居宅介護支援・訪問介護）の計画

平成 21 年度に予定されている法改正、介護報酬改定、また、パート労働者社会保険関係の法改正等の国の動向を踏まえ、組織課題を再度洗い出し、居宅事業全般の具体的な中長期的方針の見直しを図る。

平成 18 年度から施行された制度改正による介護予防の導入等の影響により、利用者の減少傾向が上半期中は継続することが見込まれるが、減収の幅が最小限になるよう、営業の強化を図り、各事務所においてその地域性を生かしながら、具体的な取組を推進する。

一方、サービスの質向上の取組についても、継続して充実を図っていく。具体的には、組織内で構成しているサービス向上委員会（リスク管理委員会、ケアマネジメント向上委員会、ケアプラン向上委員会、介護技術向上委員会、生活援助向上委員会、業務記録等向上委員会）の活動をこれまで以上に活性化させ、現場への還元の強化、情報周知の迅速化、最新情報に基づくマニュアルの更新、更には書籍の作成につなげていく。

エ 施設部門の計画

施設部門においては、昨年度と同様、京都市から指定管理者の指定を受けている 4 施設を含めた 8 施設を拠点として、施設サービスを展開していく。

これまで、施設運営の基本として利用者のためのサービスの質の向上を図ってきたが、今後は更に、京都市から 6 箇所受託している地域包括支援センターを中心に、「地域包括ケア」の中核機関としての地域に根差したサービスの展開への取組を行っていく。

一方、平成 18 年度の介護報酬の改定により、施設経営はますます厳しい状況になっている。更に、景気回復基調を受けて、福祉職場での新規の人材確保が困難を極めてきている。

その中でサービスの質の向上と経営の安定化のためには、質の高い人材の確保と職員育成が求められているところであり、平成 18 年度から実施した福祉系大学等の新卒者の一斉採用を更に充実させるとともに、系統的、継続的な研修体制の確立に向けての取組を進める。

また、平成 18 年度には、長期的な経営安定化を目的に給与制度の抜本的な見直しを行ったが、未実施である人事考課制度の本格導入に向けて検討を行い、職員研修との両輪による人材育成に努める。

更に、適正な配置基準に基づく人員配置と適材適所への配置を目指した積極的な施設間の人事異動を実施し、職員一人一人が自らの能力を最大限に発揮できる人事制度となるように取り組む。

オ 児童館部門の計画

児童館運営の基本的理念である、児童の心身ともに健やかな育成（子ども自立支援）、子育て家庭支援（子育ての社会化）、児童健全育成に関する地域活動のセンターとしての機能（地域社会の子育て支援機能を創出する共生のまちづくり）を果たすため、次の事業を展開する。

(ア) 乳幼児親子対象の活動

- a 乳児（0～1 歳）幼児（2 歳以上）クラブ
- b 子育てグループの活動支援
- c 遊びと集いの活動
- d 子育て支援講座の開催

(イ) 学童クラブ

(ウ) 障害のある児童の統合育成と居場所作り

(エ) 小地域における児童福祉の拠点施設としての活動

(オ) 子育て支援ステーション（京都市地域子育て支援ステーション事業）の実施